

生涯スポーツ功労者及び優良団体表彰に関するQ&A

No.	質問	回答
感謝状の扱い		
1	地域における生涯スポーツ振興の功績により、文科大臣から感謝状を受けた者は、推薦することはできるか。	当該表彰とその他の感謝状は別物として取り扱っているため、推薦可能。
2	都道府県レベルの表彰の中に感謝状は含まれるのか。	表彰と感謝状は別物として取り扱っているため、感謝状を授与した者であっても、都道府県レベルの表彰を受けた者とは見做さない。
3	生涯スポーツの振興に係る表彰が組織の再編等により、名称が感謝状に変更されたケースでは、感謝状を受けた者は、推薦できるのか。	名称のみが変更されている（選考の基準等が変更されていない）のであれば、推薦可能。
基準日について		
4	「候補推薦調書作成上の留意事項」2において、功労者については推薦する年のスポーツの日時点の年齢を記載することと記載があるが、優良団体は明記されていない。優良団体が設立されてからの年月については、どのように考えればいいのか。	優良団体についても、功労者と同様に考えて良い。
亡くなった方の対応について		
5	推薦から選考の間で亡くなった方の扱いはどのようになるのか。	推薦されてから決定されるまでに亡くなられた場合は、表彰の対象とならない。なお、決定されてから表彰式までに亡くなられた場合は、要項6に記載のとおり、遺族に対して表彰状等を授与することができる。
書類の提出について		
6	推薦調書に前年度決算を記入する欄があるが、提出期限までに金額が確定しない（総会の議決が終わらない）。どのようにすればいいか。	議決前の概算の金額で記入し、変更になった場合は改めて提出が必要となる。
叙勲について		
7	過去に叙勲を受けた者を推薦することはできるか。	「候補者及び候補団体選考上の留意事項」1（2）に記載のとおり、叙勲を受けるに至った具体的な功績が主として生涯スポーツに関する功績であった場合は、推薦不可。
推薦基準について		
8	生涯スポーツ優良団体表彰において、スポーツクラブとスポーツクラブ以外の判断に悩んだ場合の判断基準を教えてください。	「候補者及び候補団体選考上の留意事項」3（1）を参照のうえ、各都道府県において判断されたい。
推薦調書について		
9	生涯スポーツ優良団体について、要項上は活動日数は、週1回、年50回と記載があり、推薦調書は年間活動回数を記載することになっている。1日数回行っていれど記載すべきか。また、活動数が50回程度とあるが下回っていても問題ないか。	対象者が別、内容が別であれば回数は別途カウントする。あくまで継続的に活動しているか確認するための指標である。また、「程度」なため、50回に満たなくても問題ないが、5年間で毎年活動実績が向上している中で、5年目の活動が50回に満たないようでは、活動実績不足と判断される可能性も考えられる。
10	新型コロナの影響でやむを得ず活動回数が減っている場合は、どのように記載すればいいか。	備考欄に新型コロナにより活動回数が減った旨を記載すること。
推薦判断について		
11	既に「スポーツクラブ以外の団体」として受賞しているスポーツ少年団が市町村合併に伴い、他のスポーツ少年団と合併した。この合併した少年団を推薦することはできるか。	合併前の旧少年団の受賞実績は合併後の新少年団においても、有効とし、新少年団は既受賞団体とみなすため、推薦不可。
12	体育指導委員功労者表彰を受賞した者を推薦することはできるか。	「候補者及び候補団体選考上の留意事項」1（2）に記載のとおり、推薦不可。
13	要項4（1）①において、公務員で本務としてスポーツの指導に当たっている者は推薦の対象外とあるが、私立学校の教員を推薦することはできるか。	私立学校の教員であれば、推薦可能。 ※公務員の本務としての活動以外であれば、推薦可能。
14	営利目的のスポーツクラブを推薦することはできるか。	民間企業が運営するスポーツクラブは要項4（2）①アに該当しないため、推薦不可。
15	生涯スポーツ功労者として推薦する予定の候補者で、過去に生涯スポーツ優良団体表彰をその団体の会長として受賞した者がいるが、推薦することはできるか。	生涯スポーツ優良団体表彰は団体の功績を表彰するものであり、団体代表者を表彰するものではなく、代表者が国の表彰を受けたことにはならない。そのため、代表者の個人としての活動が功労者の推薦基準を満たしている場合は、推薦可能。
16	要項4（1）①アに「現在もスポーツを熱心に指導をしていること」とあるが、厳密に直接的な指導をしているのみが対象か。	要項4（1）①「スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に尽力した者」に基づき、直接的な指導ではなく、大会の企画に尽力した者の推薦も可能（例：大会に携わるスポーツドクター、審判等）。
17	スポーツクラブで決算を公表できないと言っているクラブがあるが、推薦することはできるか。	決算を確認できなければ、その団体の活動実績を確認できないため、推薦不可。
18	推薦基準に合致すれば、元プロ選手であっても、推薦することはできるか。	推薦可能。
19	都道府県レベルの表彰を受けたときの競技と現在は別の競技に携わっている。競技が異なっても推薦することはできるか。	スポーツとして熱心に指導している場合には、競技が異なっても推薦可能。
20	市町村合併により合併したスポーツ団体が合併後5年未満であるものの、合併前の各団体としては設立後5年以上経過している。推薦することはできるか。	推薦可能。合併以前の各団体の設立年月を備考欄に記載し、その経過等についてわかる資料（任意）を提出すること。
21	都道府県レベルの表彰受賞歴がない個人・団体を推薦することはできるか。（都道府県レベルでスポーツ関係団体を表彰する制度がない場合）	推薦可能。ただし「候補者及び候補団体選考上の留意事項」1（1）に従い、推薦経緯を記載すること。
22	競技団体の表彰は都道府県レベルの表彰に該当するか。（都道府県として表彰制度は別にある場合）	競技団体の表彰を都道府県レベルの表彰として扱うことは不可。

推薦枠について		
23	推薦依頼において「若手指導者や女性指導者にも意を用い、推薦枠のうち少なくとも1人はこれらの者を推薦するように配慮すること」とあるが、推薦しない場合の推薦枠はどのようになるのか。	「候補者及び候補団体選考上の留意事項」2（2）に記載のとおり、推薦枠から1名減じる。
24	女性・若手の枠を使って障害者スポーツ関係者を推薦可能か？	推薦不可。
その他		
25	推薦依頼において「若手指導者や女性指導者にも意を用い、推薦枠のうち少なくとも1人はこれらの者を推薦するように配慮すること」とあるが、要項4（1）に記載の「引き続いて10年以上～」という基準を満たす必要があるか。	基準を満たす必要がある。ただし、若手指導者や女性指導者を推薦する場合は、「候補者及び候補団体選考上の留意事項」1（1）に記載の「都道府県レベルの表彰を受けたものを推薦すること」という基準は要しない。
26	外国国籍の方を推薦することはできるか。	推薦可能。
27	選考委員会に、外部有識者を入れる必要があるか。	公平性・透明性を担保するためにも、外部委員の参画をお願いしている。
28	推薦予定の女性で旧姓希望の方がいるが、表彰状は旧姓で書かれるのか。	旧姓使用希望の旨が推薦調書に記載ある場合には、表彰状には旧姓が記載される。